

CS60 PERSONAL

株式会社日本イノベーション（以下「甲」という）と（**ご契約者のお名前が入ります**）（以下「乙」という）とは、次の通り「CS60 パーソナル」ハンドマッサージ器（以下「本件物件」という）のレンタル契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条 【使用目的】 本件物件は、「自身」を施術する目的で開発されたものであるので、「本件物件」で乙以外の「他者」を施術することを禁ずる。

第2条 【「CS60 パーソナル」ハンドマッサージ器使用契約金】

「本件物件」の使用契約金は35万円（消費税別）とし、乙は、本契約締結後3日以内に、甲の指定する方法で甲に対して支払うものとし、手数料は乙が負担する。

第3条 【受引渡日】

甲は、2020年2月1日、遅くとも同日より半年以内に、乙に「本件物件」を受引渡す。甲は、「本件物件」の引受渡準備ができた時点で、乙に電子メールでその旨を通知し、甲乙間の協議により「本件物件」の引受渡日を決める。

第4条 【引渡場所】

乙への「本件物件」の引受渡は、甲が指定する場所にて行うものとする。

第5条 【契約期間】

1. 本契約の契約期間は本契約締結日から「本件物件」の引渡日の一か月後までとする。ただし、乙は、「本件物件」の使用にあたり不都合があるときは、随時本契約の解約ができる。
2. 期間満了の一か月前までに甲、乙いずれからも解約の申し出がないときは、本契約はさらに一か月間、自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第6条 【レンタル料金】

「本件物件」の一か月のレンタル料は1万円（消費税別）とする。

第7条 【支払】

乙は、「本件物件」の引渡日に当月のレンタル料金およびその消費税相当額を、以降は毎月25日までに翌月分のレンタル料金及びその消費税相当額を、甲に支払うものとする。支払方法は、甲の指定する銀行口座へ振込払いもしくは口座振替とし、その手数料は乙が負担する。

第8条 【請求書の送付】

甲は乙に対し、翌月分のレンタル料金の請求書を毎月20日に送付する。

第9条 【解約清算金】

本契約が途中解約されたとき、甲は日割り計算したレンタル料とその消費税相当額を、乙に払戻すものとする。支払方法は乙の指定する銀行口座への振込払いとし、振込手数料は甲が負担する。

第10条 【解約】

「本件物件」の引渡日より7日経過後に本契約を解約する場合、第2条に定める使用契約金は乙の全額負担とする。

第11条 【制限行為】

乙は「本件物件」を第三者に譲渡、転貸、継承、貸与、転売等してはならない。

第12条 【損害賠償】

乙は、乙の責めに帰すべき事由により「本件物件」を滅失・毀損等した場合には、これによって生じた甲の損害を賠償するものとする。

第13条 【解除】

1. 乙がレンタル料金の支払いを3か月分怠ったときは、甲は、何ら事前の催告なくして本契約を解除できるものとする。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何等の通知催告は要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 本契約の条項に違反した場合。
 - (2) 手形・小切手の不渡りを発生させ、あるいは、仮差押・仮処分・強制執行・銀行取引停止処分等をうけ、もしくは破産・和議・会社更生手続き開始等の申し出があり、又は営業の廃止・解散等をしたとき。
 - (3) その他財産状態が悪化し、またその恐れがあると認められる相当な事由がある場合。

第14条 【「本件物件」の返却】

本契約の期間満了、又は第6条第1項ただし書き、第11条、第15条の規定により契約が終了した場合、乙は、すみやかに「本件物件」を乙に返却するものとし、その方法は、宅配業者に回収を依頼する方法によるものとする。

第15条 【合意管轄】

甲及び乙は、本契約に関して万一紛争が生じた場合には、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第16条 【協議事項】

本契約に定めのない事項または疑義が生じた場合には、甲乙協議の上定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

●●年●月●日

甲 東京都港区北青山1丁目4-4

北青山ビル401

株式会社日本イノベーション

代表取締役 西村光久 ⑩

乙 ●●●● (住所、氏名) ⑩